



事務の手引き

1 加入できる方(加入は原則、事業所単位です)

- ①福島市内の中小企業(従業員300人以下または資本金3億円以下)の勤労者(正社員・契約社員・パートタイマー等)および事業主。
- ②福島市民で、市外の中小企業に勤務する勤労者。

※①か②には該当するが、事業所加入ではなく、希望者のみの加入の場合、下記の3項目全てに該当する場合は加入できます。

- (1)複数人数による親和会等のグループを作ってください、その代表者(担当者)を置くこと
- (2)親和会名義の会費引落口座を、下記いずれかの取扱金融機関で開設してもらうこと
(取扱金融機関:東北労働金庫、東邦銀行、福島信用金庫、福島銀行、大東銀行、JAふくしま未来)
※担当者様名義の個人口座は、会費引落や給付金・助成金振込の際にトラブルが発生する恐れがあるため、大変申し訳ございませんが、お断りしております。ご理解、ご協力の程よろしくお願いたします。
- (3)会報等の一括送付

※加入できる年齢は満15歳から満70歳。(継続加入の場合は、年齢の上限はございません)

2 新規加入の手続き(締日は毎月25日)休業日の場合は前営業日

下記の書類①～③に必要な事項を記入・押印して、④の入会金・初回会費と併せてえふ・サポートへお申込みください。

なお、事業所新規加入の際には、えふ・サポートより推進員がお伺いし、対応させていただきますので、ご連絡お願いいたします。

加入済事業所で追加加入を申し込む場合は、追加加入P. 5をご参照ください。

- ①加入申込書(2枚複写1組) 記入例P. 4 ※複写用紙のため、用紙はえふ・サポートへ請求してください。
- ②会員台帳(1人1枚) 記入例P. 4 ※用紙はP. 61
- ③口座振替申込書(3枚複写1組) 記入例P. 4 ※複写用紙のため、用紙はえふ・サポートへ請求してください。
- ④入会金・会費 入会時のみ入会金と初回会費を現金にて納入願います。2回目から指定口座より自動引き落としとなります。
(1)入会金 会員1人につき 1,000円(入会時のみ)
(2)会費 会員1人につき 月額600円

※入会締日と資格発生日について

毎月25日(休業日の場合は前営業日)の営業時間内までに申込みされた方は、**翌月の1日午前零時に**会員資格が発生します。

なお、26日以降の申込みの場合は、翌々月の1日となります。

金融機関での手続きを通常に行うことが難しい場合は、締日を変更することがあります。

※えふ・サポートでの慶弔給付・各種助成・各種サービスについて
会員資格が発生してからのお申込みとなります。

書類は提出済でも、会員資格が発生していない場合は、申込みをすることはできません。

利用案内

慶弔給付

健康増進

自己啓発

余暇活動

協定・指定
宿泊施設

安老後生活

融資・幹旋

事業規則

各種用紙

記入・押印後、2枚とも提出してください。
当センターで確認後、2枚目を貴社控えとして、返送いたします。

押印は、1枚目のみにお願いします。

申込書1枚につき、10名様まで記入可能です。

記入例：②会員台帳(1人1枚)

※コピーしてお使いください。
令和 年 月 日

会 員 台 帳

一般財団法人福島市中小企業福祉サービスセンター(えふ・サポート)

会員番号	事業所名
0000000000	えふ・サポート 株式会社

※新規加入者は会員番号を記入しないでください。

会員番号	フリガナ	氏名	性別	生年月日	年齢	婚姻状況	住所	電話番号	携帯番号
0000000000	ノダ ジロウ	野田 次郎	男	40年7月10日(57歳)	40	既婚	福島市野田町一丁目0-0	000-0000-0000	000-0000-0000

登録家族(下記に該当する家族を記入してください。)

登録家族の範囲は、配偶者・18歳までの子(学生のみ2歳まで)、同居している親(養子を含む)、祖父・祖母・兄弟姉妹・孫・親戚は登録できません。

氏名	性別	続柄	生年月日	年齢	職業
野田 桃子	女	妻	45年2月2日(53歳)	45	会社員
野田 さくら	女	長女	16年7月5日(18歳)	16	学生

指定口座は、
「東邦銀行」・「福島信用金庫」・「大東銀行」・「福島銀行」・
「東北労働金庫」・「JAふくしま未来」から選択してください。
「本店」の場合は、本店に○をつけてください。
「支店」の場合は、支店名を記入してください。
口座種別・口座番号を記入してください。

押印箇所は、1枚につき2箇所×3枚の6箇所です。

記入・押印後、3枚とも提出してください。

※複写用紙のため、用紙はえふ・サポートへご請求ください。
※記入口座を会費引落口座として、使用させていただきます。
※1回目(新規加入時)は現金対応ですが、2回目から自動引落しになります。
※追加加入の方の入会金・会費も、記入口座から自動引落しになります。
※その他、給付金・助成金等の振込口座としても使用させていただきますので、個人口座のご記入はご遠慮ください。
事業所名義もしくは親和会等名義の口座記入をお願いいたします。

記入例：①加入申込書(2枚複写1組)

様式1-(1)

一般財団法人 福島市中小企業福祉サービスセンター加入申込書

一般財団法人 福島市中小企業福祉サービスセンター理事長 様
貴センターへ、下記のとおり別紙会員台帳をそえて加入を申し込みます。

(センター用)

※太線枠内を記入願います。

事業所番号	事業所名	代表者名	代表取締役	住所	TEL	FAX
0000000000	えふ・サポート株式会社	福島 一郎	福島 一郎	〒960-8053 福島市三河南町1-20	000-0000-0000	000-0000-0000

担当 野田 次郎

加入者番号	フリガナ	加入者氏名	性別	生年月日
1	フクシマ イチロウ	福島 一郎	男	平成 35・2・3
2	ノダ ジロウ	野田 次郎	男	平成 40・7・10
3	マツカワ マチコ	松川 町子	女	平成 45・6・23
4	イズミ セイイチ	泉 清一	男	平成 50・8・5
5	サクラ カオルコ	佐倉 馨子	女	昭和 1・4・15
6			男	昭和・平成

新規会員様1人につき、必ず1枚提出してください。

登録家族については、P.10をご参照ください。

記入例：③口座振替申込書(3枚複写1組)

様式2-(1)
(センター用)

口座振替申込書

(一般財団法人 福島市中小企業福祉サービスセンター会費)

年 月 日

一般財団法人 福島市中小企業福祉サービスセンター 御中

フリガナ	住所	電話番号
ミカワミナミマチ	福島市三河南町1-20	(000) 000-0000

フリガナ エフサポート(カ) ダイビョウトリシマヤク フクシマ イチロウ

金融機関お届印

口座名義 えふ・サポート株式会社 代表取締役 福島 一郎

フリガナ エフサポートカブシキガイシャ

事業所名 えふ・サポート株式会社

※事業所番号

当方から貴センターへ支払う(一財)福島市中小企業福祉サービスセンター会費を口座振替によって支払いたいので、下記のとおり申し込みます。
なお、引落し不能等迷惑のならないよう充分注意いたします。

1. 指定口座

金融機関名	指定口座	口座番号	金融機関番号	支店番号
東邦銀行	普通	0012345		

2. 振替日 (一財)福島市中小企業福祉サービスセンターの指定する日(毎月12日、休業日の場合は翌営業日)

3 会 費

●入会金・会費

- ①入会金 会員1人につき 1,000円（入会時のみ）
②会 費 会員1人につき 月額600円

●納入方法

入会金と初回の会費については、現金で納入してください。

※えふ・サポートより推進員が伺い対応させていただきますので、ご連絡お願いいたします。

2回目以降は、加入時に提出された指定口座から自動引落しいたします。

引落日は下表の通りです。

月	2月～4月・6月～12月	1月・5月
口座引落日	12日	14日

※引落日が金融機関の休業日にあたる場合は、翌営業日となります。

※引落日は毎月12日、1月と5月は14日ですが金融機関の休業日等により変更することがあります。

その場合、ホームページ及び会報で引落日をお知らせいたします。

※会費の未納がある場合、会費の納入が確認できるまでは、慶弔給付・各種助成・退会手続・各種サービスの提供を受けられませんので、ご了承ください。

※会費を3ヶ月以上未納で、引き続き納入の見込みがない場合は、会員資格がなくなりますので、ご注意ください。

なお、会費未納により強制退会となった場合、加入期間中に発生した事由であっても、慶弔給付や助成は行いません。

●税法上の取扱いについて

入会金・会費は、事業の趣旨からできるだけ事業主がご負担ください。

事業主が負担した場合の入会金・会費は事業所の福利厚生費として税法上、損金または必要経費として処理できる場合があります。

ただし、事業主1名のみ加入の場合は、損金または必要経費としてみなされないの、ご注意ください。 ※詳しくは、お近くの税務署へご確認ください。

4 加入の承認

●加入手続き完了後、下記のことを事業所へ送付します。 (②③については、P.8をご参照ください。)

事業所のご担当者様は、届きましたら②③を新規会員様へ、配付をお願いいたします。

- ①加入承諾書(加入申込書の2枚目です。事業所で保管してください)
②会員証(1人1枚) ③ガイドブック(1人1部)

5 追加加入の手続き(締日は毎月25日)休業日の場合は前営業日

●従業員の採用や異動等により、追加加入を申込む場合は、以下の書類を郵送もしくはえふ・サポート窓口まで持参してください。

- ①加 入 申 込 書(2枚複写1組) 記入例P. 4 ※複写用紙のため、用紙はえふ・サポートへ請求してください。
②会 員 台 帳(1人1枚) 記入例P. 4 ※用紙はP.61

※入会締日と資格発生日について

毎月25日(休業日の場合は前営業日)の営業時間内までに申込みされた方は、**翌月の1日午前零時**に会員資格が発生します。なお、26日以降の申込みの場合は、翌々月の1日となります。

※4月や12月など、金融機関での手続きを通常に行うことが難しい場合は、締日を変更することがあります。その場合、HP及び会報でお知らせしますので、ご理解、ご協力の程よろしく願います。

※えふ・サポートでの慶弔給付・各種助成・各種サービスについて
会員資格が発生してから申込みとなります。

書類は提出済でも、会員資格が発生していない場合は、申込みをすることはできません。

●追加加入の入会金・会費について

追加加入の申込みが、毎月の25日(休業日の場合は前営業日)までにあった場合、翌月に会費引落口座より、既存会員会費と新規会員入会金・会費を自動引落しいたします。

※現金での納入は、事業所新規加入時のみです。

6 登録内容の変更

●下記の事項に変更が生じたときは「変更届①②」(P.62、P.63)に必要な事項を記入し、えふ・サポートへ提出してください。

①事業所に関する変更

(事業所名、代表者名、所在地、電話・FAX番号、会費振替口座等)

「変更届①」の「1、事業所に関する変更」の該当箇所のみ記入してください。

※会費振替口座の名義変更の場合は、「口座振替申込書」も併せて提出してください。
「口座振替申込書」は複写用紙のため、えふ・サポートへ請求してください。

記入例：代表者変更と口座名変更の場合

※コピーしてお使いください。
令和 年 月 日

変更届①(事業所に関する変更)

一般財団法人福島市中小企業福祉サービスセンター 理事長

事業所番号	0001-0001	事業所名	えふ・サポート株式会社
代表者名	三河 太郎	連絡先	000-000-0000

下記の事項に変更がありましたので提出いたします。

1、事業所に関する変更(変更事項のみ記入してください)

事業所名	えふ・サポート株式会社	代表者名	福島 一郎
事業所住所	〒100-0001 東京都千代田区千代田1-1-1	代表者住所	〒100-0001 東京都千代田区千代田1-1-1
電話番号	03-1234-5678	FAX番号	03-1234-5679
会費振替口座	☐ 東京銀行 ☐ 日本銀行 ☐ 三井住友銀行 ☐ 三菱UFJ銀行 ☐ 横濱正金銀行 ☐ 三井北沢銀行 ☐ 三井物産銀行 ☐ 三井住友銀行 ☐ 三井物産銀行 ☐ 三井住友銀行 ☐ 三井物産銀行	口座名	えふ・サポート株式会社 代表取締役 福島 一郎

②会員のえふ・サポート加入事業所間の異動

「変更届①」の「2、会員のえふ・サポート加入事業所間の異動」の箇所に記入してください。

※異動先からの「加入申込書」と「会員台帳」(P.61)も一緒に提出してください。
「加入申込書」は複写用紙のため、えふ・サポートへ請求してください。
※入退会の締日(毎月の25日(休業日の場合は前営業日))までに、異動元・異動先からの書類がそろわない場合は、異動処理することはできません。

※異動処理できない場合、翌月以降も異動元から会費が引落されます。
異動元からの会費引落を停止するためには、入退会の締日(毎月の25日(休業日の場合は前営業日))までに、異動元から退会届(P.64)を提出していただき、退会を確定してください。

※その後、異動先から「加入申込書」と「会員台帳」の提出で、新規入会扱いとなり、異動先では入会金が必要となります。

※入退会の締日と同様となりますので、毎月の25日(休業日の場合は前営業日)までに提出してください。

※金融機関での手続きを通常に行うことが難しい場合は、締日を変更することがあります。

記入例：加入事業所間異動の場合

※コピーしてお使いください。
令和 年 月 日

変更届①(事業所に関する変更)

一般財団法人福島市中小企業福祉サービスセンター 理事長

事業所番号	0001-0001	事業所名	えふ・サポート株式会社
代表者名	三河 太郎	連絡先	000-000-0000

下記の事項に変更がありましたので提出いたします。

1、事業所に関する変更(変更事項のみ記入してください)

事業所名	えふ・サポート株式会社	代表者名	福島 一郎
事業所住所	〒100-0001 東京都千代田区千代田1-1-1	代表者住所	〒100-0001 東京都千代田区千代田1-1-1
電話番号	03-1234-5678	FAX番号	03-1234-5679
会費振替口座	☐ 東京銀行 ☐ 日本銀行 ☐ 三井住友銀行 ☐ 三菱UFJ銀行 ☐ 横濱正金銀行 ☐ 三井北沢銀行 ☐ 三井物産銀行 ☐ 三井住友銀行 ☐ 三井物産銀行 ☐ 三井住友銀行 ☐ 三井物産銀行	口座名	えふ・サポート株式会社 代表取締役 福島 一郎

2、会員のえふ・サポート加入事業所間の異動

会員番号	0001-0001-0001	事業所名	えふ・サポート株式会社
会員氏名	松川 町子	連絡先	000-000-0000
異動先事業所名	コラッセ株式会社	会費振替口座	

※会費に事業所間の異動があった場合には、異動先からの「加入申込書」と「会員台帳」も提出してください。

③会員に関する変更

(会員氏名、住所、電話番号、登録家族等)

「変更届②」の「会員に関する変更」の該当箇所のみ記入してください。

※引っ越しされた場合、必ず「変更届②」(P.63)を提出してください。
チケット等を申込みされた場合の送付先住所が登録住所と違う場合は、確認できるまで送付する事はできません。

※会員氏名変更の場合は、新氏名で会員証を再交付するため、旧氏名の会員証は返却してください。

※結婚や出生に伴い登録家族に変更が生じた場合(追加・削除)「変更届②」に漏れないようご記入ください。

※結婚や出生に伴い「変更届②」(P.63)を提出される場合、給付金の対象となりますので、「変更届②」と併せて、「給付金請求書兼証明書」(P.66)及び、事実を証明する書類を提出してください。
給付金の詳細は、慶弔給付事業(P.16～P.21)を確認してください。

「変更届①、②」(P.62、P.63)は、FAX・郵送・窓口持参で提出してください。

「口座振替申込書」・「加入申込書」・「給付金請求書兼証明書」の提出や、「会員証」返却の場合は、郵送か窓口持参で提出してください。

記入例：結婚に伴う氏名・住所・登録家族変更の場合

※コピーしてお使いください。
令和 年 月 日

変更届②(会員に関する変更)

一般財団法人福島市中小企業福祉サービスセンター 理事長

会員番号	0001-0001-0001	事業所名	えふ・サポート株式会社
会員氏名	佐倉 肇子	連絡先	000-000-0000

下記の事項に変更がありましたので提出いたします。

1、会員に関する変更(変更事項のみ記入してください)

会員氏名	佐倉 肇子	生年月日	昭和 5 年 5 月 5 日(29歳)
住所	〒100-0001 東京都千代田区千代田1-1-1	婚姻日	平成 4 年 11 月 22 日
電話番号	000-000-0000	携帯番号	000-000-0000

2、登録家族の変更

氏名	性別	年齢	生年月日
佐倉 太郎	男	夫	元 10 月 10 日 33 歳
佐倉 晃	男	父	36 年 3 月 3 日 62 歳
佐倉 幸子	女	母	43 年 2 月 2 日 55 歳
佐倉 幸子	女	妻	43 年 2 月 2 日 55 歳
佐倉 幸子	女	妻	43 年 2 月 2 日 55 歳

7 退会について(締日は毎月25日)休業日の場合は前営業日

- 退会の場合は「退会届」(P.64)に必要事項を記入・押印し、会員証と一緒に、郵送もしくはえふ・サポート窓口まで持参してください。

※退会締日について

毎月25日(休業日の場合は前営業日)の営業時間内までに退会届が受理された場合、**その月の末日で退会**となります。

なお、26日以降に受理された場合は、翌月の末日退会となりますが、翌月分までの会費が発生しますので、ご注意ください。

参考例：1月25日までに受理された退会届＝1月末日退会(会費は1月分まで)

1月26日以降に受理された退会届＝2月末日退会(会費は2月分まで)

金融機関での手続きを通常に行う事が難しい場合は、締日を変更することがあります。

その場合、HP及び会報でお知らせしますので、ご理解、ご協力の程よろしくお願いいたします。

※会費の未納がある場合、会費の納入が確認できるまでは、提出書類を受付することはできませんので、ご了承ください。

●退会費別金について

えふ・サポートへ5年以上継続加入の方が退会される場合、退会費別金の給付対象となりますので、「退会届」(P.64)と併せて「給付金請求書兼証明書【祝金】」(P.66)に記入・押印のうえ、退会届と併せて提出してください。

※加入日について

退会費別金の対象かどうか不明な場合、えふ・サポートまでお問い合わせください。

※給付金締日について

毎月20日(休業日の場合は前営業日)の営業時間内までに受理した請求を、翌月振込みします。

詳細は、慶弔給付事業(P.16～P.21)をご確認ください。

※会員死亡による退会の場合、死亡日の翌日付で資格喪失になります。

退会届は必ず提出してください。(退会理由「3.死亡」に○をしてください)

会員死亡の場合、退会費別金は対象外となりますが、死亡弔慰金の対象になります。

死亡弔慰金請求の場合、給付条件や証明書類等が必要となりますので、慶弔給付事業(P.16～P.23)を確認していただくか、えふ・サポートまでお問い合わせください。

審査機関の給付認定基準により給付を決定しておりますので、給付対象外の場合はご了承ください。対象の場合のみ「給付金請求書兼証明書【弔慰金・見舞金】」(P.67)に記入・押印のうえ、事実を証明する書類と退会届を提出してください。

なお、添付書類等準備に時間がかかる場合は、先に退会届を提出していただき、退会を確定してください。

※死亡月の月末までに退会届の提出がなく、翌月の会費が引落になった場合は翌々月の会費にて相殺させていただきます。

書類準備が整いましたら、添付書類と給付金請求書を提出してください。

請求期限は死亡日より3年です。

毎月20日(休業日の場合は前営業日)の営業時間内までに受理した請求を、翌月振込みします。

記入例：「退会届」

退会希望の場合、記入・押印の上、会員証と一緒に郵送・窓口持参にて提出してください。

※会員証紛失の場合

退会届の「会員証」の欄の「紛失」に○をつけて退会届を提出してください。

※コピーしてお使いください。
令和 年 月 日

退 会 届

一般財団法人福島市中小企業福祉サービスセンター 理事長

事業所番号 0001 ※会員番号の上4桁です。

事業所名 えふ・サポート株式会社

代 表 者 名 野田 次郎 (印)

※下記のとおり、(一財)福島市中小企業福祉サービスセンターを退会したく、退会届を提出します。

※退会届の記入は、**毎月25日(休業日の場合は前営業日)まで**に受理されたものが、その月の月末退会となります。

※4月や12月は金融機関での手続きを通常に行う事が難しい場合は、締日を変更することがあります。

※退会届の会員証を添えて提出してください。紛失の場合、下巻の「会員証」の紛失に○をつけてください。

※「*」の欄は、事務用記入欄のため、記入しないでください。

会員番号	会員氏名	退会理由	会員証	*事務用記入欄	
				加入日	退会日
0001-0001	野田 次郎	1.退職 2.任意	退付	平成・令和	令和
		3.死亡	紛失		
		1.退職 2.任意	退付	平成・令和	令和